



25川市人第689号

平成26年3月17日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市 市長 福田 紀彦



第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項：子どもの成長に応じた育ちの支援について

諮問の理由：

子どもの権利条例における子どもの定義は0歳から18歳未満としております。これまでの子どもの権利施策では、子どもに対する権利保障として、主に小学生、中学生、高校生の児童生徒に対して学校を通した取組に重点がおかれてきました。

児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数のうち、乳幼児へのものが47.8%と半数近くを占めており、大きな社会問題となっています。また高校生世代では、社会への自立を目前に社会を構成する一員として自信が持てないで挫折しニートや引きこもりにつながってしまう子どもが増加している現状があります。

これらの状況を踏まえ、主に乳幼児期及び高校生世代の成長に応じた支援のあり方、そこで果たす条例の具体的な役割について様々な見地から検証する必要があります。